

【募集】「海外における加工食品の販路開拓強化事業 2026」 参画事業者を募集

【注意：必ずご確認願います。】

今回の募集はくまもと産業支援財団（以下「財団」）が、九州地域バイオクラスター推進協議会（KBCC）と連携し、2026年度に実施する予定である「海外における加工食品の販路開拓強化事業 2026」への参加を事前承諾していただける参画事業者を募集するものです。

◆当事業実施は国補助金の獲得が事業実施の前提となります。国補助金を獲得できた場合は、補助事業交付決定日（2026年5月を想定）～2026年12月に事業を実施する予定です。なお、国補助金を獲得できなかった場合は事業を実施しません。（※事業不実施の場合、経費補助はございませんが、台湾での商談会への支援はございます。）

◆参画事業者となられた皆様は、当事業の実施、不実施に関わらず、現在当財団が活動している「TQFA（台湾優良食品発展協会）との活動による台湾交流ミッションへの参加」「2024年・2025年、台湾での展示会出展、商談会参加された事業者による情報交換会への参加」が可能です。

事業名「海外における加工食品の販路開拓強化事業 2026」

当財団とKBCCは、九州・熊本の加工食品事業者による更なる輸出拡大を目指し、2024年より「FOOD TAIPEI 2024」「玉山銀行・肥後銀行・鹿児島銀行主催 九州逸品商談会」「台湾優良食品発展協会（TQFA）とMOUを締結」等において、日台食品産業連携協力を深めました。2026年度は、これまでの経験を踏まえ、台湾と新たにシンガポールを対象国に加えて事業を展開する予定です。

以下の3つの支援を行います。

- ① 台湾・シンガポール市場に輸出する、商品のブラッシュアップ支援
(パッケージ、食品表示、商標含む)
- ② 台湾・シンガポール市場に輸出する、手順、準備、市場についてのアドバイス支援
- ③ 台湾・シンガポール現地での展示会・商談会の開催支援

国補助金を活用し、展示会への出展や、現地百貨店・スーパーとのイベント、交流会、商談会などの取組みを、台湾市場に精通しているコーディネーターと連携しながら進めていく計画です。

- ◆お申込み方法 :別添「参加申込書」に記入のうえ、下記メールアドレスにお送り下さい。
- ◆応募条件 :小規模事業者【注:小規模事業者の定義は裏面を参照】
- ◆提出書類 :「参加申込書」「参加申込書(商品)」
- ◆募集予定企業数 :10社程度
- ◆募集期間 :2026年2月10日(火)～2月20日(金)17:00迄
- ◆選抜審査 :厳正なる書類審査により、輸出事業に対する計画性、熱意等を審査いたします。
※もし選定に漏れた場合でも有益な情報などは共有させていただきます。
※KBCC「団体会員」を優先させていただきます。(新規入会も可能)
- ◆参加負担金【補助率】 :旅費(海外渡航費、現地宿泊費)、展示会出展経費(展示装飾・ブース設営経費含む)
パンフレット・ポスター・商品概要説明資料などの製作・翻訳費用
【2/3補助】
- ◆スケジュール :○参画事業者確定(通知)2/25(水)
○事業実施or不実施が決定 → 参画事業者様に連絡(5月頃を想定)

【補助金を獲得でき事業を実施する場合のスケジュール案】

- 5月 事業説明会
- 6月23日(火) 台湾商談会(TQFA協賛)
- 6月24日(水)～27日(土) FOOD TAIPEI
- 7～8月 シンガポールISETAN 催事
- 10月22日(木)～24日(土)シンガポール展示会

※上記内容は取組み案であり、変更の可能性もございます。

【補助金が獲得できず事業を実施しない場合】

- 5月 事業説明会「FOOD TAIPEI」
- 6月23日(火) 台湾商談会(TQFA協賛)
- 6月24日(水)～27日(土) FOOD TAIPEI

※ 経費補助はございませんが、事務局同行による商談会参加は可能です。 詳細につきましてはその際に説明いたします。

【お問い合わせ】 公益財団法人くまもと産業支援財団 産学連携推進室

九州地域バイオクラスター推進協議会 (KBCC)事務局

TEL: 096-289-3116 FAX: 096-286-3929

E-mail: kyushu-bio@kmt-ti.or.jp

担当: 長濱、宮部

※小規模事業者の定義

○ 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）

常時使用する従業員の数 5人以下

○ サービス業のうち宿泊業・娯楽業

常時使用する従業員の数 20人以下

○ 製造業

常時使用する従業員の数 20人以下

参画事業者となりうる者

○会社および会社に準ずる営利法人

（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社

企業組合、協業組合、士業法人（弁護士・税理士））

参画事業者とならない者

○医師、歯科医師、助産師

○系統出荷による収入のみである個人農業者

（個人の林業・水産業についても同様）